

第4回 厚生労働省政策会議 議事次第

日時：平成21年12月3日（木）

10:30～12:00

場所：衆議院第二議員会館 第一会議室

1. 開会

2. 案件

- (1) 行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果について
- (2) 平成22年度厚生労働省関係税制改正要望の状況について
- (3) 最近の雇用対策について
- (4) その他

3. 閉会

平成21年12月2日
厚生労働省

行政刷新会議「事業仕分け」への対応について(経過報告)

○「事業仕分け」の評価結果を受けた厚生労働省の対応方針に基づく
削減見込み額

・ 削減見込み額 約 ▲ 480億円(A)
(一般会計：▲460億円、特別会計：▲20億円)

・ 基金の国庫返納額 約 ▲ 2,800億円(B)

(A)+(B)=約▲3,280億円
(C)に対する割合 86%

<参考1：省内事業仕分けによる削減見込み額>

・ 削減見込み額 約 ▲ 186億円

<参考2：H22.10概算要求時点での削減額(対H22.8概算要求時点)>

・ 削減額 約 ▲ 1,868億円

【評価結果どおりの削減が図られた場合の削減見込み額】：合計約▲3,820億円(C)

・ 削減見込み額(約▲720億円) ・ 基金の国庫返納額(約▲3,100億円)

○主な見直し

1. (独)福祉医療機構の基金を全額国庫返納(▲2,787億円)
2. (1) (独)雇用・能力開発機構運営費交付金等の見直し(▲95億円)
 - ・ 訓練定員の都道府県への移管による補助金等の削減(▲85億円)
 - ・ 業務効率化による交付金削減(▲10億円)
- (2) (独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等の見直し(▲6億円)
 - ・ 高齢期雇用就業支援コーナーの廃止及び地方への業務委託について一般競争入札へ移行(▲6億円)
3. 51事業のうち32事業(63%)について評価結果どおり対応(廃止9事業)。残りの19事業についても、なるべく評価結果に沿った対応を行う。
4. 引き続き、既存予算の徹底的な見直しについて取り組む。

行政刷新会議「事業仕分け」への対応について

I 行政刷新会議WGの評価結果どおり対応する事業（32事業）

整理番号	事業番号	事業名	評価結果	対応	要求額	見直し後	削減額
1	1 - 14	水道施設整備事業	予算要求の縮減(10~20%)	○ 縮減(10%)	532億円	479億円	▲53億円
2	2 - 3	(独)雇用・能力開発機構運営費交付金等	業務のスリム化等の見直し	○ 平成22年度は2割の削減、平成23年度は5割の削減を実施(対平成21年度)	953億円	859億円	▲95億円
3	2 - 6	その他、医療関係の適正化・効率化	見直し(柔道整復師の給付見直し)	○ 適正化を検討	-	-	-
4	2 - 10	健康増進対策費(女性の健康支援対策事業委託費)	廃止	○ 廃止	5億円	0	▲5億円
5	2 - 12	キャリア交流事業	地方・民間にまかせる	○ 地方自治体において類似の事業が行われている地域については廃止。地方自治体において類似の事業が行われていない地域については、民間事業者へ委託し、市場化テストを実施	11億円	-	-
6	2 - 13	労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業費	予算要求の縮減(半額)	○ 縮減(半額)	5億円	2億円	▲2億円
7	2 - 15	障害者保健福祉推進事業費(工賃倍増5か年計画支援事業費)	予算要求の縮減(半額)	○ 縮減(半額)	15億円	8億円	▲7億円
8	2 - 16	両立支援レベルアップ助成金	財団の活用を廃止	○ 指定法人制度を廃止するための法改正が必要となること及び職員の雇用問題があることから、財団の活用廃止は平成23年10月からとし、以降は都道府県労働局で実施	30億円	30億円	-
9	2 - 16	短時間労働者均衡待遇推進等助成金			10億円	10億円	-
10	2 - 18(1)	若年者地域連携事業(ジュニアインターンシップ等の受入開拓事業を含む)	一般会計分を廃止	○ 一般会計分を廃止	20億円	16億円	▲4億円
11	2 - 18(2)	インターンシップ受入開拓事業	廃止	○ 廃止	1億円	0	▲1億円
12	2 - 19	グローバル人材育成支援事業	廃止	○ 廃止	3億円	0	▲3億円
13	2 - 20	職業能力習得支援制度実施事業	廃止	○ 廃止	4億円	0	▲4億円
14	2 - 20	キャリア・コンサルティングによるメール相談事業	廃止	○ 廃止	1億円	0	▲1億円

15	2 - 23	8020運動特別推進事業	新政権の政策に沿って見直し	○	広報啓発事業の縮減及び検診事業等の充実	5億円	-	-
16	2 - 24	高齢者職業相談室運営費	廃止	○	廃止	3億円	0	▲3億円
17	2 - 26	労災レセプト電算処理システム	発注方法・コスト積算の見直し	○	見直し	6億円	5億円	▲1億円
18	2 - 27(1)	介護サービス適正実施指導事業	地方に移管	○	地方に移管。ただし、地域包括支援センター職員への研修等については、指導者を対象とする事業として新たに大幅に縮減した上で別途要求	5億円	1億円	▲4億円
19	2 - 27(2)	介護支援専門員資質向上事業	予算要求の縮減(半額)	○	縮減(半額)	4億円	2億円	▲2億円
20	2 - 28	優良児童劇巡回等事業	要求通り	-	-	事項要求	事項要求	-
21	2 - 29	生活保護費等負担金(医療扶助の不正請求対策)	見直し(レセプト点検の強化)	○	見直し	630億円の内数	630億円の内数	-
22	2 - 30	生活保護費等負担金(住宅扶助の不正請求対策)	見直し(厚労省検討チームで検討)	○	見直し	-	-	-
23	2 - 31	生活保護受給者のうち就労能力のある者の支援対策	見直し(就労支援を実施する福祉事務所数の増加)	○	見直し	630億円の内数	630億円の内数	-
24	2 - 32	(独)福祉医療機構	基金金額(2,787億円)を国庫返納	○	法改正のうえ、基金は全額返納。基金で実施していた事業は補助事業として実施することとし、管理費の縮減を行う	-	-	-
25	2 - 33	(独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等	見直し(高齢期雇用就業支援コーナーを廃止、委託業務一般競争入札導入、さらなる運営経費の縮減・見直し)	○	左記コーナーの廃止及び地方への業務委託について一般競争入札への移行	325億円	319億円	▲6億円
26	2 - 34	国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費	業務・組織のスリム化等の見直し	○	研修コースについては抜本的見直し(計数は精査中)。組織の見直しについては組織要求が必要なため、直近の平成23年度要求までに組織のスリム化案を作成	6億円	5億円	▲1億円
27	2 - 35	企業年金等普及促進費	予算要求の縮減(1/3程度)	○	縮減(1/3)	23億円	15億円	▲8億円
28	2 - 36	年金に関する広報等に必要な経費	廃止	○	廃止	2億円	0	▲2億円
29	2 - 37	仕事と生活の調和推進事業	要求を見送り	○	要求を見送り	9億円	0	▲9億円
30	2 - 38	介護予防事業(地域支援事業の一部)	予算要求の縮減	○	縮減	201億円	176億円	▲25億円
31	2 - 39	保育所運営費負担金(保育所の利用料の設定の仕組みを含む)	見直し(保育料徴収基準額の新たな階層の設置)	○	見直し	3,621億円	-	-

32	2 - 40	国連・障害者の十年記念施設運営費委託費	委託先の見直し	○	委託については、直接委託の手続きや引継ぎに時間を要することから、平成23年度から見直し。平成22年度については、予算額を縮減	3億円	3億円	▲1億円
----	--------	---------------------	---------	---	--	-----	-----	------

II 行政刷新会議WGの評価結果とおりの対応が困難な事業（19事業）

整理番号	事業番号	事業名	評価結果	対応	要求額	見直し後	削減額	
1. 医療保険制度の内容に関連する見直しを求められた経費(中医協での検討が必要な事項等)								
33	2 - 4	診療報酬の配分(勤務医対策等)	見直し(収入が高い診療科、開業医・勤務医の平準化)	-	中医協での検討が必要な事項	9兆3,612億円	-	
34	2 - 5	後発品のある先発品などの薬価の見直し	見直し(先発品を後発品薬価を目指して見直し)				-	-
			見直し(医療材料の内外価格差解消)				-	-
			見直し(市販類似薬は保険外)	×	患者負担増(健保法改正が必要)	-	-	
35 36	2 - 6	その他、医療関係の適正化・効率化	見直し(レセプト審査率と手数料を連動)	△	手数料引下げ検討	-	-	
			見直し(国保連、支払基金の統合)	△	市町村の意見を聞いて、1年程度かけて審査支払業務の在り方を検討	-	-	
			見直し(入院時の食費・居住費の見直し)	-	審議会の議論等を勘案して検討(患者負担増、健保法改正が必要)	-	-	
2. 廃止、予算計上の見送りとされた事業について、予算額を圧縮して計上を希望する経費								
37	2 - 1	健康増進対策費(地域健康づくり推進対策費)	廃止	△	実態把握PTで実態把握のうえ、内容を見直し減額要求(今後、廃止を含めた見直しを検討)	2億円	1億円	▲1億円
38	2 - 2	レセプトオンライン導入のための機器の整備等の補助	見送り	△	内容を見直し減額要求	215億円	93億円	▲122億円
39	2 - 11	社会保障カード	見送り	△	国庫債務負担行為分(1億円)及び民主党マニフェストに沿った検討会経費(700万円)に絞って要求	7億円	1億円	▲6億円
40	2 - 14	障害者自立支援調査研究プロジェクト	廃止	△	実態把握PTで実態把握のうえ、内容を見直し減額要求	13億円	5億円	▲8億円
41	2 - 33	(独)勤労者退職金共済機構運営費交付金	一般会計からの運営費交付金廃止	△	管理費等を見直し	26億円	23億円	▲3億円

3. 法人に設置されている「基金を返納」とされた事業について、基金の一部について、引き続き当該法人への措置を希望する経費								
42	2 - 8	(財)こども未来財団	見直し(基金全額を国庫返納、財団の管理費を削減)	△	最終的には基金を解消するが、「子ども・子育てビジョン」の期間内は存続させ、取崩型基金として事業を実施することとし、管理費については削減	-	-	-
4. 特別会計で措置すべきとされた事業について、引き続き一般会計での実施を希望する経費								
43	2 - 17	職業能力形成機会に恵まれなかった若者に対する実践的な職業能力開発の実施事業	見直し(特別会計に移管)	×	雇用保険二事業は、失業者に対して行われる失業等給付の給付減につながるの観点から、雇用保険の附帯事業として、被保険者等の失業の予防や雇用機会の増大等に資する雇用対策について行うものである。指摘された事業は、雇用保険二事業でその全ての部分を実施すべきものではなく、その一部は、国の責任として一般会計によって実施すべきものである。	15億円 (一般会計分)	10億円 (一般会計分)	▲5億円 (一般会計分)
44	2 - 17	フリーター等正規雇用化支援事業	見直し(特別会計に移管)			6億円 (一般会計分)	6億円 (一般会計分)	0 (一般会計分)
45	2 - 17	若年者試行雇用奨励金	見直し(特別会計に移管)			7億円 (一般会計分)	7億円 (一般会計分)	0 (一般会計分)
46	2 - 21	個別労働紛争対策の推進	見直し(特別会計に移管)			3億円 (一般会計分)	3億円 (一般会計分)	0 (一般会計分)
47	2 - 25	延長保育事業(次世代育成支援対策交付金)	当面特会で措置	×	特会(児手勘定)を廃止する前提で予算要求を行っており、子ども手当の帰趨を踏まえて対応	440億円 の内数	-	-
5. 削減・縮減の幅が示された値(半額、1/3削減等)に届かない経費								
48	2 - 9	医師確保、救急・周産期対策補助金	半額	△	診療報酬対応(検討中)も含め最大限の見直しを行い3割削減	574億円	402億円	▲172億円
49	2 - 19	技能向上対策費補助金	半額	△	平成21年度予算額から3割を削減し計上	19億円	15億円	▲4億円
50	2 - 22	シルバー人材センター援助事業	1/3程度を縮減	△	国庫補助対象の職員数を1/3削減すること等により、16.2%を削減し計上(今後、更なる縮減を検討)	136億円	114億円	▲22億円
6. その他								
51	2 - 7	若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)	廃止(やり方の変更)	△	現行の「若者自立塾」については、やり方を見直した上で、緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用し、合宿型の訓練を実施 ※なお、平成21年度の入塾実績に応じた奨励費後年度負担等を計上	4億円	2億円	▲2億円

※ 行政刷新会議の評価前に厚生労働省自ら削減した額を含む。

※ 行政刷新会議の対象となった事業における削減額は、約580億円である。

※ 単位未満については、四捨五入により計上している。

「事業仕分け（省内）」による概算要求額の見直しについて

（ 廃止：13事業 要求の見送り：7事業 金額の削減：44事業 ）

- ・ 国民生活等に影響を与えないよう、執行状況を点検するとともに、更なる経費の削減を図るなどして見直したものを。

【会計名：一般会計】

（単位：千円）

事業名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
女性医師等就労支援事業	409,845	1,270,743	635,372	▲ 635,371
地域医療確保支援モデル事業	187,500	187,500	0	▲ 187,500
マンモグラフィ検診従事者研修事業費	156,540	109,418	45,000	▲ 64,418
生活衛生振興助成費補助金	412,789	508,035	435,221	▲ 72,814
生活衛生営業指導費補助金	577,640	620,241	533,467	▲ 86,774
難病特別対策推進事業費	904,837	1,127,050	990,000	▲ 137,050
若年層献血者等確保推進費（献血広報活動費）	6,248	6,248	0	▲ 6,248
特定薬物乱用重点予防啓発事業	44,045	69,494	44,045	▲ 25,449
健康食品等関連情報管理費	6,554	6,678	0	▲ 6,678
食品安全監視等強化費	823	755	0	▲ 755
検疫対策強化費（うち名古屋検疫所焼却炉撤去費）	8,239	8,239	4,653	▲ 3,586
訪問介護労働者労働条件改善事業	19,001	18,641	11,738	▲ 6,903
未就職卒業者早期就職プロジェクト（仮称）	0	1,780,366	1,743,515	▲ 36,851
障害者の態様に応じ多様な委託訓練の実施うち、特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業	201,818	138,117	124,838	▲ 13,279
次世代育成支援対策交付金	38,800,000	44,000,000	43,500,000	▲ 500,000
子どものこころの診療中央拠点病院の整備に必要な経費	20,808	20,863	0	▲ 20,863
母子保健医療対策等総合支援事業（子どもの心の診療拠点病院機構推進事業）	89,500	90,000	83,000	▲ 7,000
母子保健医療対策等総合支援事業（健やかな妊娠・出産等サポート事業）	110,736	111,144	47,888	▲ 63,256
母子家庭等対策総合支援事業（母子自立支援プログラム策定等事業）	406,000	493,000	338,370	▲ 154,630
医療扶助レセプトのオンライン請求への対応 ※e-ファイナンス支援対策等事業費補助金	-	1,723,680	0	▲ 1,723,680

事業名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
中国残留邦人への理解を深めるシンポジウム経費	8,869	9,635	9,077	▲ 558
上陸時・現地オリエンテーション経費（訪中オリエンテーション）	5,148	5,144	221	▲ 4,923
中国帰国者支援・交流センターに係る経費（首都圏センターにおける普及啓発準備経費）	8,690	8,716	4,358	▲ 4,358
中国帰国者支援・交流センターに係る経費（地域生活支援推進事業）	0	28,833	23,737	▲ 5,096
発達障害者支援体制整備事業費	220,480	296,790	201,312	▲ 95,478
認知症疾患医療センター運営事業費	516,825	930,195	577,671	▲ 352,524
地域自殺予防情報センター運営事業費	85,504	166,953	130,325	▲ 36,628
自殺遺族ケア対策シンポジウム経費	23,783	23,795	12,342	▲ 11,453
認知症対策等総合支援事業	3,029,053	3,480,792	2,690,097	▲ 790,695
老人保健福祉企画指導費	54,212	54,212	31,432	▲ 22,780
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	38,700,000	27,600,000	26,300,000	▲ 1,300,000
特定健診等情報提供の審査に関する第三者委員会	0	2,368	1,543	▲ 825
特定健診・保健指導の好事例の収集及び表彰	428	428	286	▲ 142
後期高齢者医療制度における保険料収納対策等に要する経費（後期高齢者医療制度事業費補助金）	0	352,500	71,252	▲ 281,248
政策評価推進費	8,810	104,184	91,887	▲ 12,297
公益企業等労使関係改善費	260	262	0	▲ 262
交際費（中央労働委員会）	440	440	0	▲ 440
厚生労働省の組織及び定員関係法令集（印刷製本費）	971	971	0	▲ 971
人事評価管理システム関係経費（構築費）	0	46,845	0	▲ 46,845
交際費（大臣）	2,040	2,040	0	▲ 2,040
会見室整備事業	0	5,976	0	▲ 5,976
事務執行体制の効率化のための環境整備	0	27,800	0	▲ 27,800
健康相談派遣事業（うち事務職員職員旅費）	0	699	0	▲ 699
社会保険審査官経費（うち証拠書類複写費）	0	13,750	8,250	▲ 5,500
交際費（都道府県労働局）	2,458	2,456	0	▲ 2,456
厚生労働科学研究費評価委員会経費	0	429	0	▲ 429

事業名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
海外情報収集等経費（うち翻訳職員賃金）	0	1,499	0	▲ 1,499
中高年縦断調査	145,543	144,412	63,398	▲ 81,014
21世紀成年者縦断調査	103,313	102,470	39,020	▲ 63,450
統計調査事務費	31,995	48,544	47,334	▲ 1,210
疾病死因分類適正化等調査費	18,178	26,042	25,096	▲ 946
人口動態調査費	1,534,906	1,517,079	1,515,870	▲ 1,209
国民生活基礎調査費	511,261	937,852	931,323	▲ 6,529
賃金構造基本統計調査費	42,306	42,365	35,372	▲ 6,993
毎月勤労統計調査費	575,598	578,481	576,289	▲ 2,192
			削減額計	▲ 6,930,570

【会計名：労働保険特別会計】

(単位：千円)

事業名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
労働時間等設定改善援助事業	554,386	308,397	200,094	▲ 108,303
最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業	36,563	17,008	0	▲ 17,008
保険施設運営状況調査等経費	2,167	2,595	0	▲ 2,595
就職安定資金融資事業	20,454,743	16,458,177	15,195,577	▲ 1,262,600
生産性向上支援業務	3,306	3,092	0	▲ 3,092
(独) 高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等	43,308,908	32,533,213	31,931,229	▲ 601,984 ※
都道府県職業能力開発協会が実施するキャリア支援企業等育成事業	693,031	492,356	470,069	▲ 22,287
都道府県職業能力開発協会が実施する「ものづくり立国」の推進	658,075	81,081	31,042	▲ 50,039
雇用能力開発機構運営費交付金等	105,932,184	93,746,967	84,738,307	▲ 9,008,660 ※
			削減額計	▲ 11,076,568

欄外「※」は行政刷新会議でも対象とされた事業

【所管計（一般会計 + 特別会計）】

削減額計	▲ 18,007,138
------	--------------

内部留保率30%超の公益法人に対する補助金等の見直しについて

【会計名：一般会計】

(単位：千円)

公益法人名	目名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
日本精神科病院協会	精神保健対策費補助金	25,802	20,106	0	▲ 20,106
日本食品衛生協会	厚生労働科学研究費補助金	35,271	35,271	0	▲ 35,271
日本食品衛生協会	厚生労働科学研究費補助金	49,580	49,580	0	▲ 49,580
長寿科学振興財団	厚生労働科学研究費補助金	80,000	80,000	47,504	▲ 32,496
長寿科学振興財団	厚生労働科学研究費補助金	29,416	29,416	19,533	▲ 9,883
日本アレルギー協会	難病等情報提供事業費補助金	12,000	12,000	0	▲ 12,000
日本救急医療財団	厚生労働科学研究費補助金	21,135	21,135	0	▲ 21,135
医療研修推進財団	衛生関係指導者養成等委託費	31,192	31,194	0	▲ 31,194
医療研修推進財団	医療関係者研修費等補助金	3,197	3,211	0	▲ 3,211
歯科医療研修振興財団	医療関係者研修費等補助金	7,212	5,769	5,334	▲ 435
日本食生活協会	国民健康づくり運動推進事業費補助金	189,257	151,358	67,945	▲ 83,413
日本腎臓財団	厚生労働科学研究費補助金	250,000	250,000	0	▲ 250,000
性の健康医学財団	衛生関係指導者養成等委託費	5,235	4,188	0	▲ 4,188
予防接種リサーチセンター	衛生関係指導者養成等委託費	6,654	5,216	3,554	▲ 1,662
予防接種リサーチセンター	予防接種対策費補助金	74,559	59,457	40,350	▲ 19,107
				削減額計	▲ 573,681

【会計名：年金特別会計児童手当勘定】

公益法人名	目名	21' 予算額	22' 要求額 (A)	見直し後 (B)	削減額 (B-A)
日本家族計画協会	児童育成事業費補助金	28,385	28,408	0	▲ 28,408
				削減額計	▲ 28,408

【所管計（一般会計 + 特別会計）】

削減額計 ▲ 602,089

事業仕分け実態把握PTによる報告結果について

平成21年12月2日

事業名	WG結論		PT結論	
(財)こども未来財団	見直しを行う (基金を国庫返納)	・典型的な天下り団体。財団の管理費見直し。 ・基金(312億円)を全額国庫にいったん返納。 ・補助金についても精査。	見直しを行う(基金は期間限定の取崩型に移行)	・法人の管理コスト(特に役員報酬)については、削減。 ・役員の高額により透明性を図る。 ・財団に対する国庫補助は廃止。 ・既存基金は期間限定の取崩型に移行。
障害者自立支援調査研究プロジェクト	廃止	・過去の蓄積を利用すれば、施策に反映できる。 ・毎年100件、調査・研究を既に4年行っている。 ・不透明な形でのプロジェクト採択。	予算の縮減 (13億円(22年度要求) →5億円)	・焦点を絞り、新たな「障害者総合福祉法(仮称)」の検討等の政策テーマに沿う事業を優先的採択。 ・外部有識者も入った審査など採択過程の透明化。 ・成果物の周知、手続の迅速化など改善策を講じる。
健康増進対策費(地域健康づくり推進対策費)	廃止	・財政状況が厳しい中、整理合理化すべき。 (国の指導的役割は必要性なし、地方・各府県との分担等) ・天下りしている特定法人への補助金を支出の合理性なし。	予算の縮減 (2億円(22年度要求) →1億円)	・食生活改善推進員リーダー研修、推進員活動実績評価帳の交付、健康づくり支援者活動支援事業の助成は廃止。 ・(財)日本食生活協会の公務員OBは非常勤・無報酬。
若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)	廃止	・効果の検証や実績が把握できていない。 ・やり方を含め、いったん廃止して徹底的に見直す。 ・(財)日本生産性本部に事業委託する必要性は疑問。	制度の抜本的見直しを行う	・支援を必要とする人が利用しやすい制度設計を構築。 ・低所得者であっても支援を受けられる制度設計を構築。 ・(財)日本生産性本部への事業委託は廃止。
【21世紀職業財団】 両立支援レベルアップ助成金	見直しを行う	・財団の活用を廃止。指定法人のあり方を含め検討。 ・管理費の高額さは問題が大きい。 ・指定法人の指定を外し、一般競争入札や労働局等へ移管。	21世紀職業財団の活用を廃止	・雇用問題に配慮しつつ、財団の活用を廃止。 ・指定法人制度を廃止。
【21世紀職業財団】 短時間労働者均等待遇推進等助成金				
シルバー人材センター援助事業	予算要求の縮減(1/3)	・全国シルバー人材センター事業協会の廃止検討 ・1/2補助が既得権益。事件費・管理費は削減。 ・民業圧迫の実態調査を実施すべき。	予算の縮減 (136億円(22年度要求) →114億円)	・事務費負担率は、会員負担に配慮しつつ引き上げ。 ・センター事務局職員の人件費補助を縮減。 ・全国シルバー人材センター事業協会のうち、以下を廃止。 ① 啓発活動事業 ② 拠点職員に対する研修事業 ③ ワークプラザ奨励事業
【職業能力開発協会】 技能向上対策費補助金	予算要求の縮減(半減)	・いつまで出し続けるのかという問題。 ・多くの検定職種を整理・統合。ニーズがあるものは、補助なしで実施。 ・全国技能士連合会への補助を廃止。	予算の縮減 (19億円(22年度要求) →15億円)	・中央協会は、技能検定業務を簡素化・効率化。可能な限り人件費・事業費を縮減。 ・都道府県協会は、以下を補助対象から除外又は予算縮減。 ① 役員給廃止 ② 技能検定については検定職種、試験実施方法の効率化による補助金削減。 ③ 技能検定以外の各種講習事業等は原則廃止(人件費を含む)。 ・全国技能士会連合会への補助を廃止。
【職業能力開発協会】 職業能力習得支援制度実施事業	廃止	・ビジネスキャリア検定は自主的にやればよい。 ・YESプログラムについても、社内の昇進・昇級が目標。国の事業として行うのか。 ・ビジネス検定に冠を付けただけで、権威がない。	廃止 (4億円(22年度要求) →0億円)	・ビジネスキャリア検定及びYESプログラムについては、中央職業能力開発協会への委託を廃止。

○ (財) こども未来財団

事業仕分けの判断

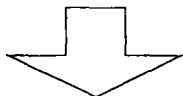
<見直しを行う（基金を国庫返納）>

【指摘のポイント】

- ・基金については、全額国庫に一旦返納。財団の管理費についてもガバナンスを効かせた上で見直し。
- ・子どもの将来や支援は重要だが基金としてやる必要はない。
- ・補助金についても精査をしてもらい、事業の必要性を国民にしっかり説明できるよう見直してほしい。
- ・典型的な天下り財団の例である。ガバナンスが効いていないこと、自前での評価委員会による評価制度でよいのかという問題があげられ、公益法人全体として見直すことが必要。

PTの評価

- ・基金の運用益及び補助事業が減少する一方で、管理費の縮小が伴わず、管理費比率が上昇している。(H20の管理費比率は25.6%、10年前の2倍以上)
- ・財団が実施している子育て支援自体は、国が支援を行えない子育て支援対策として、現在も意味がある。
- ・国が財団に補助を行いつつ、財団が管理している基金を、民間のガバナンスを効かせた上で、利用者ニーズを踏まえた子育て支援対策に充当することが適当。
- ・基金の運用益は金利の低迷により近年減少。



PTとしての対応方針

<見直しを行う（基金は期間限定の取崩型に移行）>

- 法人の管理コスト（特に役員報酬）については、削減が必要。
- 役員に公務員OBが在籍しているが、役員の高齢により透明性を図るよう指導。
- 財団に対する国庫補助は廃止。
- 運用型基金については、非効率となっているため、期間限定の取崩型に移行。
- 来年1月末日途に策定される予定の「子ども・子育てビジョン（仮称）」と整合性をもった形で、外部評価を得つつ、国が実施できない民間による事業を推進。

○障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

事業仕分けの判断

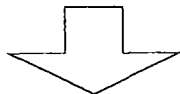
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・平成18年度から累計68億円の研究費で543本もの調査の蓄積がある。この成果を利用すれば、十分に政策に反映できるはず。
- ・障害者保健福祉は大変重要だが、毎年100件、調査・研究を既に4年行っている。
- ・さらに今日まで不透明な形でのプロジェクト採択が行われてきた。

PTの評価

- ・障害者福祉の現場の実践を通じた先駆的な取組の共有化・普及を図ることは、学術的な研究では代替不可能であり、すべてなくしてしまうことは問題。
- ・過去の蓄積の活用も図ることにより、採択の絞り込みもできるはず。
- ・プロジェクトの採択過程の透明性の確保は不可欠。
- ・調査研究の成果物の周知、採択手続の迅速化、成果の発表機会の付与等の運用改善が必要。



PTとしての対応方針

<予算の縮減>

13億円(22年度要求)

→

5億円

- 調査研究の焦点を絞り、新たな「障害者総合福祉法(仮称)」の検討とその実施や、障害者虐待防止等の政策テーマに沿った事業を優先的に採択。
- 全件につき外部有識者も入れて審査、現地確認、収支報告の公表などプロジェクトの採択過程を透明化。
- 調査研究の成果物のHP等を通じた周知、十分な調査期間が得られるよう採択手続の迅速化、成果の発表機会の付与などを講じ改善。

○ 健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）

事業仕分けの判断

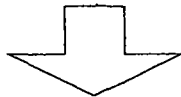
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・財政状況が厳しい中、整理合理化すべきである。
 - ①地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を發揮する必要がない。
 - ②国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっている。
 - ③成果目標と事業の関係が不明確
- ・天下りを繰り返している特定法人のみに補助金を支出する合理性は認められない。

PTの評価

- ・食生活改善推進員は、市町村で研修を受けた方が市町村協議会に加入し、都道府県及び全国協議会に加盟することにより、国の食生活改善方針に沿って地域実情に応じた現場での取組を行っており、地方公共団体との役割分担はできている。
 - （参考）食生活改善推進員（無報酬のボランティア）…約18万人
 - 地域住民への活動…全国で延べ約303万回、延べ約1,800万人
- ・（財）日本食生活協会は、食生活の改善指導を全国各地でボランティアで行っている全国唯一の団体であり、国の食生活改善方針に対する活動への一定の助成は必要。
 - 一方、長年の事業の取組により、国が先導して助成する範囲の見直しも必要。
- ・食生活改善推進員の食生活の改善を目的とした活動実態は、長年の歴史により地域に根付いているが、他方、農林水産省の「食育推進リーダー」は、食生活改善推進員のように活動実態が全国に及んでいない。（推進員と食育推進リーダーは、ほとんど重複していない。）
- ・当該法人の役員には4名の国家公務員OBがいるが、いずれも非常勤・無報酬。



PTとしての対応方針

<予算の縮減>

2億円(22年度要求)

→

1億円

- ①既に相当の実績がある食生活改善推進員リーダー研修、②効果が明らかでない推進員活動実績評価帳（手帳）の交付、③食生活改善推進員の同様の支援事業である健康づくり支援者活動支援事業の助成は廃止。
- ただし、国の事業（食生活の改善目標値の達成）に対する協力について最低限の助成を存続。

○ 若者自立塾（若者職業的自立支援推進事業）

事業仕分けの判断

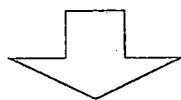
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・事業開始から5年経過しているが、効果の検証や実績が把握できていない。やり方を含め、いったん廃止して徹底的に見直す
- ・ニート対策の重要性は共感できるが、やり方を変えるべき
- ・(財)日本生産性本部に丸投げで事業委託する必要性は疑問

PTの評価

- ・自立塾の支援対象者は、発達障がい疑われる者など他の若年者と比べ、大変な困難を抱えており、合宿型による24時間体制の見守り支援により、初めて、生活習慣の改善、就労意欲の喚起を図ることが可能となる。
- ・自殺未遂までした者が立ち直るなど、個々の利用者にとっては効果を上げており、職業訓練や基金訓練と比べてもコストパフォーマンスで劣ることはない。
- ・こうした者に対する支援を行われなければ、自らの力で生活することができなくなり、生活保護に陥る可能性が高まるなど、経済的にも将来の社会の損失となる。
- ・ただし、関連施設との連携による施設誘導、就職支援が十分でなく、ホテルコストの負担など施設利用の阻害要因もあり、施設利用者数が伸びていない。
- ・(財)日本生産性本部が担うセンター機能については、事業開始後5年が経過し、塾相互の自発的なネットワークが整いつつあることから、塾相互のネットワークの自発的な取組に任せることが可能。



PTとしての対応方針

<制度の抜本的見直し>

- 現行制度を前提とせず、抜本的に見直し。
- ただし、現場の支援についての評価・満足度は高いため、そのノウハウを引き続き生かせるよう配慮が必要。
- 地域若者サポートステーション等の関連施設との連携を強化し、支援を必要とする人が利用しやすく、就職に結びつきやすい制度設計を構築。
- 低所得者であっても、施策の対象とすることが適当な者が支援を受けられるような制度設計を構築。
- (財)日本生産性本部への事業委託は廃止。

○ 21世紀職業財団

(両立支援レベルアップ助成金、短時間労働者均衡待遇推進助成金)

事業仕分けの判断

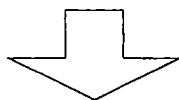
<見直しを行う>

【指摘のポイント】

- ・両事業とも21世紀職業財団の活用を廃止。指定法人のあり方について法改正を含めて対応を求めたい。
- ・実質活動に対する管理費の高額は問題が大きい。
- ・国民の目から見ると財団ありきでこの仕事が財団に流れているのではないかという疑念はぬぐえない。指定法人の指定をはずした上で、一般競争入札や、労働局、地方自治体等に移すことを考えるべき。その上でどうしても受けるところがない場合はまた考えてほしい。

PTの評価

- ・現状、財団主催セミナー等により女性労働者の雇用管理上の問題を抱える事業所を把握しているが、必ずしも財団の事業活動と一体となって運用する必要はなく、助成金業務と切り離れたとしても大きな支障は生じない。
- ・都道府県労働局においても、女性の能力発揮のための企業の積極的取組を推進するため、好事例の提供等により周知啓発を行っており、これら事業と一体となって助成金事業を実施することが効率的。
- ・ただし、雇用管理アドバイザー（企業の人事労務経験者等）による事業所に対する継続的な助言・指導に対する評価は高い。
- ・両事業における管理費比率は、平成16年度34.2%から平成20年度20.3%と改善しているものの、依然として高水準。



PTとしての対応方針

<21世紀職業財団の活用を廃止>

- 財団の職員の雇用問題に配慮した上で、助成金業務について21世紀職業財団の活用を廃止し、労働局に移管。
- 指定法人制度を廃止。

○ シルバー人材センター補助事業

事業仕分けの判断

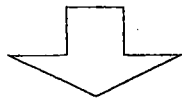
< 予算要求の縮減（1 / 3 程度を縮減） >

【指摘のポイント】

- ・昭和55年度からの事業で、1 / 2の補助が既得権益になっている。
- ・民業圧迫の実態調査にぜひ取り組んでほしい。
- ・全国シルバー人材センター事業協会（全シ協）の廃止についても検討してほしい。
- ・会員の賃金の11%を収納しているセンターであればもっとコストパフォーマンスよく運営できるのではないか。
- ・職員にも高齢者を登用すれば、もっと減額できるのではないか。

PTの評価

- ・高齢者が社会の一員として働き続けることは、生きがいの充実のみならず、地域の活性化等の効果も見込まれ評価できる。
- ・事務費負担率は、現状7%弱であり極端な引き上げは難しいと考えられるが、受益者負担の観点から見直しを検討する必要がある。
- ・経済環境の悪化を受けて、発注単価の引き上げは困難。
- ・仕事の開拓に会員のネットワークを利用するなど、業務の実施方法を工夫することなどにより、事務局体制を縮減し、人件費の抑制が可能ではないか。
- ・市区町村との連携強化により、地域に根ざした事業基盤を確立し、事業の安定的な運営を確保することが必要。
- ・全シ協については、全国組織の連絡調整、情報収集・提供を行う事業は今後とも必要であるが、都道府県連合の事業との重複は排除すべき。また、ワークプラザ奨励事業については、支給件数が少なく、すでに役割を終えたと判断できる。
- ・民業圧迫の実態調査については、時間的制約もあり実施できなかった。



PTとしての対応方針

< 予算の縮減 > 136億円(22年度要求) → 114億円

- 事務費負担率について、高齢者である会員の負担に配慮しつつ、一定程度引き上げ。
- センターの規模（職員数）や業務量を勘案した上で、事務局職員に対する人件費補助を縮減。
- 市区町村と連携し、特色のある事業を企画していくべきであり、企画提案方式事業を積極的に活用することにより効率化。
- 全シ協の事業のうち、以下のものを廃止
 - ①啓発活動事業
 - ②拠点職員に対する研修事業
 - ③ワークプラザ奨励事業

○ 職業能力開発協会

(技能向上対策費補助事業 (技能検定))

事業仕分けの判断

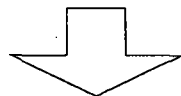
< 予算要求の縮減 (半減) >

【指摘のポイント】

- ・ 補助金ありきの試験制度では本当の試験のニーズはわからない、いつまで補助金を出し続けるのかという問題があることから、まず、予算を半額とする。
- ・ 多くの検定職種を整理・統合するとともに、ニーズがあるものはマーケットで価格が決まることから、補助なしで実施する。
- ・ 全国技能士会連合会への補助は廃止する。

PTの評価

- ・ 技能検定の職種については、受検者数が少ないものもあり、検定職種数の見直しや試験実施回数の効率化を検討することが必要である。また、試験会場が複数に渡る場合もあり、試験実施方法の効率化を検討することが必要である。
- ・ 補助金を半減した場合、現行2万円程度の受検料の大幅な引き上げ(1万円程度)につながるが、昨年800円引き上げた際には業界団体・企業から相当な反発があり、都道府県も対応に苦慮し、10県程度が引き上げできず。
- ・ 技能検定以外の業務(各種講習等)については、協会以外でも実施できるものまで実施していると考えられる。
- ・ 技能士に対する社会的認識は広まっており、現時点で国が全国技能士会連合会に補助して実施するまでの必要性はないと考えられる。



PTとしての対応方針

< 予算の縮減 >

19億円(22年度要求)

→ 15億円

- 中央協会においては、技能検定に関する業務を簡素化・効率化することにより、技能検定の質を確保しつつ、可能な限り人件費・事業費の縮減を図り、補助金を削減。
- 都道府県協会においては、以下のものについて、補助対象から除外又は予算を縮減。
 - ① 役員給の廃止
 - ② 技能検定については検定職種、試験実施方法の効率化による補助金の削減
 - ③ 技能検定以外の各種講習事業等に対する補助の原則廃止(当該事業分の人件費(3割程度)を含む)
- 全国技能士会連合会への補助は廃止。

○ 職業能力開発協会

(職業能力習得支援制度実施事業 (ビジネスキャリア
検定、YESプログラム))

事業仕分けの判断

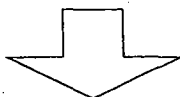
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・ビジネスキャリア検定については国家資格ではなく、自主的にやっていただければよい。
- ・YESプログラムについても、社内の昇進・昇級を目標とするような事業を国の事業として行うのはいかがか。
- ・ビジネス検定に冠を付けただけで、しかも権威がないのは、検定証を申し込んでくる人間がほとんどいないことに表れている。

PTの評価

- ・ビジネスキャリア検定については、
 - ① すでに事務系職種の職務内容の体系化が定着していること
 - ② 経理・財務や企業法務等の分野については他の公的資格等が存在していること
 - ③ 事務系の職種では技能検定でも民間団体が指定試験実施機関として実施していることにより、既に国の役割として制度の基盤を整備する時期は過ぎたものと考えられる。
- ・YESプログラムについては、利用が拡大しつつあるものの、ビジネスキャリア検定と同様に、国の役割として実施する時期は過ぎたものと考えられる。



PTとしての対応方針

<廃止>

4億円(22年度要求) → 0億円

○ビジネスキャリア検定及びYESプログラムについては、国の委託事業を廃止。

事業仕分けを踏まえた若者自立塾事業(ニート等の若者に対する合宿型職業的自立支援施策)見直し方針(案)の概要 【現行との比較】

名称	現 行 (～平成21年度)	平成22年度(案) (平成22年4月より実施予定／以下、現時点での計画) (注1)
名 称	○ 若者自立塾事業	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練 コース 合宿型 (合宿型自立支援プログラム)
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自身等、自立に向け困難な課題を抱えたニート	○ 同左
入塾(受講)手続き	○ 各塾運営団体が適格性判断の上決定	○ 各実施機関による適格性判断、地域若者サポートステーション(通所型のニート支援機関)のキャリア・コンサルティングによる課題の見立て等を踏まえ、ハローワークが就職可能性等を判断し、受講勧奨
プログラム	○ 生活訓練、労働体験中心+基礎技能習得の訓練	○ 生活訓練、労働体験+基礎技能習得の訓練、社会的 事業分野等のOJT→就職に向けたより実践的なプログラム
実施機関に対する支援	○ 入塾実績に講じた訓練等奨励費(通常28.6万円、低所得世帯38.6万円/人・3か月)等	○ 受講実績に講じた訓練奨励費(10万円/人・月)等
入塾(受講)者自己負担・これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(平均30万円/3か月)自己負担 ○ 本人給付無し	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(平均30万円/3か月と見込まれるもの)自己負担 ○ 一定の要件を満たす場合、受講期間中訓練・生活支援給付金(10万円/月)支給
認定、奨励金支給 監査等実施主体	○ 若者自立支援中央センターが実施 (財)日本生産性本部(平成21年度)	○ 21年度補正予算により造成された基金訓練スキームの中で認定、奨励金支給等の措置
財源、予算規模	○ 一般会計、3.8億円(22年度概算要求)	○ 緊急人材育成・就職支援基金(平成22年度まで)、新たな予算措置なし(注2)
実施団体数	○ 28団体(21年11月現在)	○ 新たな基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施
入塾(受講)規模	○ 入塾見込数 約600名(21年度)	○ 受入数600名以上を見込む

(注1) : 今後、関係各方面との調整を経て、具体化を図ることとしており、あくまで現時点の大まかなプラン

(注2) : 若者自立塾事業について、訓練等奨励費を入塾実績に応じ事後支給する仕組みのため、22年度に、21年度入塾に係る後年度負担のみ発生

要望番号	要望項目名	マニフェスト関連事項	未実現○ 既存△	0次査定 (11月16日)		1次査定 (11月30日)	
				国税	地方税	国税	地方税
新規要望事項等							
1①	子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕	○	○	E	E	E	E
2①	児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕	○	○	E	E	E	E
3①	「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕	○	○	E	E	E	E
3②	雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕	○	○	E	E	E	E
4①	たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕		○	—	—	—	—
4②	肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕		○	B	B (一部A)	A	A
その他の要望事項							
1①	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕		○	D	/	D	/
1②	周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕		△	/	C	/	B
※ 1③	情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕		△	D	D	D	D
※ 1④	中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕		△	C	C	C	C
※ 1⑤	病院等の耐震改修促進税制の延長〔所得税、法人税〕		△	D	/	F	/
※ 1⑥	病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及び拡充〔所得税、法人税、固定資産税〕		△	D	D	D	D
1⑦	独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要非課税措置の創設等〔所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕		○	A	B (一部A)	A	A
1⑧	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕		△	/	C	/	G
1⑨	医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕		△	/	C	/	G
1⑩	社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕		○	D	/	D	/
※ 1⑪	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(タックスヘイブン税制)〔法人税、法人住民税、事業税〕		△	—	—	B	B
※ 1⑫	国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)〔法人税、法人住民税、事業税〕		△	—	—	A	A
2①	障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕		○	B	B (一部A)	A	A
※ 3①	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特例控除の延長〔所得税、法人税〕		△	D	/	C	/
※ 3②	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕		△	C	C	C	C
※ 3③	と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕		△	/	D	/	D
※ 4①	住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長〔固定資産税〕		△	/	C	/	A
※ 4②	高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充〔所得税、法人税、固定資産税〕		△	C	D	F	A (一部F)
※ 4③	確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕		○	A	A	A	A
4④	老人福祉施設等に係る非課税措置の創設〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕		○	/	D	/	F
※ 5①	新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長〔固定資産税〕		△	/	C	/	A
5②	同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕		○	A	A	A	A
※ 6①	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕		△	/	D	/	A (一部F)
※ 6②	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕		△	C	/	C	/
6③	国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕		○	/	E (一部A)	/	E (一部A)
6④	船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設〔印紙税〕		○	C	/	D	/
※ 6⑤	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕		○	E	E	—	—
6⑥	独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕		○	E	E	E	E
6⑦	パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税、個人住民税〕		△	C	C	C	C

※印は他省庁との共同要望

【記号の説明】

- A: 認める。(法案の提出等を前提とするものを含む)
- B: 要望内容(要件等)の見直しが適切に出来れば、認められる。
- C: 要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。
- D: 認められない。
- E: 要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。
- F: 要望府省が、要望を取り下げたもの。
- G: 23年度以降の検討課題とするもの。
- P: 判断を保留するもの。
- : 「主要事項」の中で取り上げるもの等。

【色の説明】

- 厚労省取りまとめの要望
 - (オレンジ): 10月要望時に新たに要望した事項(マニフェスト関係等)
 - △ (水色): その他の要望事項のうち、厚生労働省取りまとめ要望
- 認められる見込みの要望
 - (紫): 法案等の成立を前提に認められる見込みの要望(E)
 - (黄): ほぼ認められている要望(A・B)

平成 22 年度 税制改正要望事項



目 次

新規要望事項等

1	子ども手当の創設	1
2	ひとり親家庭への支援策の充実	1
3	求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大	1
4	各種施策の推進	2

その他の要望事項

1	地域医療の再生に向けて	3
2	安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進	5
3	健康で暮らせる社会の実現に向けて	5
4	高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現	6
5	安心して働ける社会の実現	7
6	各種施策の推進	8

新規要望事項等

1 子ども手当の創設

- ① 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
子ども手当について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- ① 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕

父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、母子家庭の母等と同等の手当を父子家庭の父等に対しても支給するために、従来より母子家庭の母等に支給している児童扶養手当において講じられている非課税措置及び差押禁止措置を拡充する。

参考（平成21年10月20日第2回税制調査会において承認済み）

- 生活保護制度において復活する母子加算の非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕

生活保護費については非課税措置及び差押禁止措置が講じられており、今般復活することとしている生活保護の母子加算についても、同様の措置を講ずる。

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- ① 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕

民主党マニフェスト等において、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されていることを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

- ② 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕

失業等給付については全て非課税とされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

4 各種施策の推進

① たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策を強力に進めていくことが求められていることや、「健康日本21」において成人の喫煙に関する目標が設定され、「がん対策推進基本計画」においてもたばこ対策が重要な位置づけとされていることを踏まえ、喫煙率の減少のために、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

② 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕

身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することとしており、その場合には税制優遇措置の対象を拡充する。

参考（平成21年10月20日第2回税制調査会において承認済み）

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（案）に伴う非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（案）の創設に伴い、以下の税制上の措置を講ずる。

- (i) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付として支給される金銭への非課税措置を講ずる。
- (ii) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税措置を講ずる。
- (iii) 本法の健康被害救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等の非課税措置を講ずる。
- (iv) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止措置を講ずる。

- ・番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

その他の要望事項

1 地域医療の再生に向けて

① 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕

持分のある医療法人において、出資者の死亡に伴う相続税のために、相続人が出資持分の払戻しを請求する等により、医業の継続に支障を来すことのないよう、持分のある医療法人のうち、持分のない医療法人への移行を検討するものについて、以下の特例措置を創設する。

- (i) 出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税の納税を3年間猶予するとともに、3年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除する。
- (ii) 相続人や出資者が出資払込額の払戻しを受けた場合等に残存出資者に発生するみなし贈与の課税を3年間猶予するとともに、3年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除する。

② 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が分娩の用に供する不動産を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

※③ 情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕

医療機関等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア、ハードウェアを取得した場合に、税額控除又は特別償却を認める特例措置（情報基盤強化税制）について、対象設備の追加等を行った上で、適用期限を2年間延長する。

※④ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、その適用期限を2年間延長する。

※⑤ 病院等の耐震改修促進税制の延長〔所得税、法人税〕

病院等の事業用建物の耐震改修工事について、当該工事に要した費用の10%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

※⑥ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及び拡充〔所得税、法人税、固定資産税〕

病院等が地震防災対策用資産を取得した場合に、取得価額の20%の特別償却を認める特例措置について、対象地域を全国に拡充する（現在は東海地震に係る地震防災対策強化地域等に限定されている。）。

また、病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、対象地域を全国に拡充した上で、適用期限を2年間延長する。

⑦ 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要なる非課税措置の創設等〔所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕

社会保険病院等を保有している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の存続期限後においても、引き続き地域医療の確保を図ることができるよう、新たな受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う、税制上の所要の措置を講ずる。

⑧ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

⑨ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

⑩ 社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕

社会保険診療報酬は国民に必要な医療を提供する高度の公共性を有していることから消費税は非課税とされ、医療機関や保険薬局の仕入れに係る消費税については社会保険診療報酬において措置されているところであるが、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について速やかに検討する。

※⑪ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスヘイブン税制について、必要な見直しを行う。

※⑫ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、必要な見直しを行う。

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

- ① 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件（雇用障害者数の割合）の算定に当たり短時間労働者を加える。

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

- ※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度について、その適用期限を2年間延長する。

- ※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

- ③ と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕

と畜場の設置者が牛の処理を衛生的に行うための設備を取得した場合に、最初の3年度分に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

※① 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者等が居住する家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する特例措置（バリアフリー改修促進税制）について、その適用期限を3年間延長する。

※② 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充〔所得税、法人税、固定資産税〕

高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制について、以下の税制上の措置を講ずる。

(i) 個人又は法人が高齢者向け優良賃貸住宅を取得した場合に、最初の5年間に限り、20%の割増償却を認める特例措置について、対象となる住宅に生活支援施設付き高齢者専用賃貸住宅を追加する等の拡充を行う。

(ii) 高齢者向け優良賃貸住宅に固定資産税を課す場合に、最初の5年間に限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2を減額する特例措置について、その適用期限を2年間延長するとともに、対象となる住宅に生活支援施設付き高齢者専用賃貸住宅を追加する拡充を行う。

※③ 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認めるなど確定拠出年金の制度改善について、税制上の所要の措置を講ずる。

④ 老人福祉施設等に係る非課税措置の創設〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

老人福祉施設等の高い公益性にかんがみ、非営利型の一般社団・財団法人が設置する老人福祉施設等については、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を非課税とする。

5 安心して働ける社会の実現

※① 新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長〔固定資産税〕

新築住宅（床面積 $50\text{ m}^2\sim 280\text{ m}^2$ ）に固定資産税を課す場合に、最初の3年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1を減額する特例措置について、対象となる住宅の建築期限を2年間延長する。

② 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、現在同法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を講ずる。

6 各種施策の推進

- ※① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕
公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、活性炭吸着式処理装置等に係る固定資産税の課税標準を3分の1に、地下水浄化施設に係る固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する特例措置について、その適用期限を2年間延長する。
- ※② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。
- ③ 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕
低・中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、賦課上限額の引上げ等を行うとともに、非自発的失業者の負担軽減のため、特例措置を講ずる。
- ④ 船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設〔印紙税〕
船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の運営主体が政府（社会保険庁）から全国健康保険協会に変更されることとなるが、これまでどおり、印紙税に係る非課税措置を講ずる。
- ※⑤ 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕
試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。
- ⑥ 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕
独立行政法人の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
- ⑦ パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税、個人住民税〕
(財)日本障害者スポーツ協会がパラリンピックメダリストに交付する金品に関する非課税措置を、所得税法において規定する。

問い合わせ先：(代) 03-5253-1111
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、中村彩子 (内線 7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
長良健二、桐石邦生 (内線 7992)

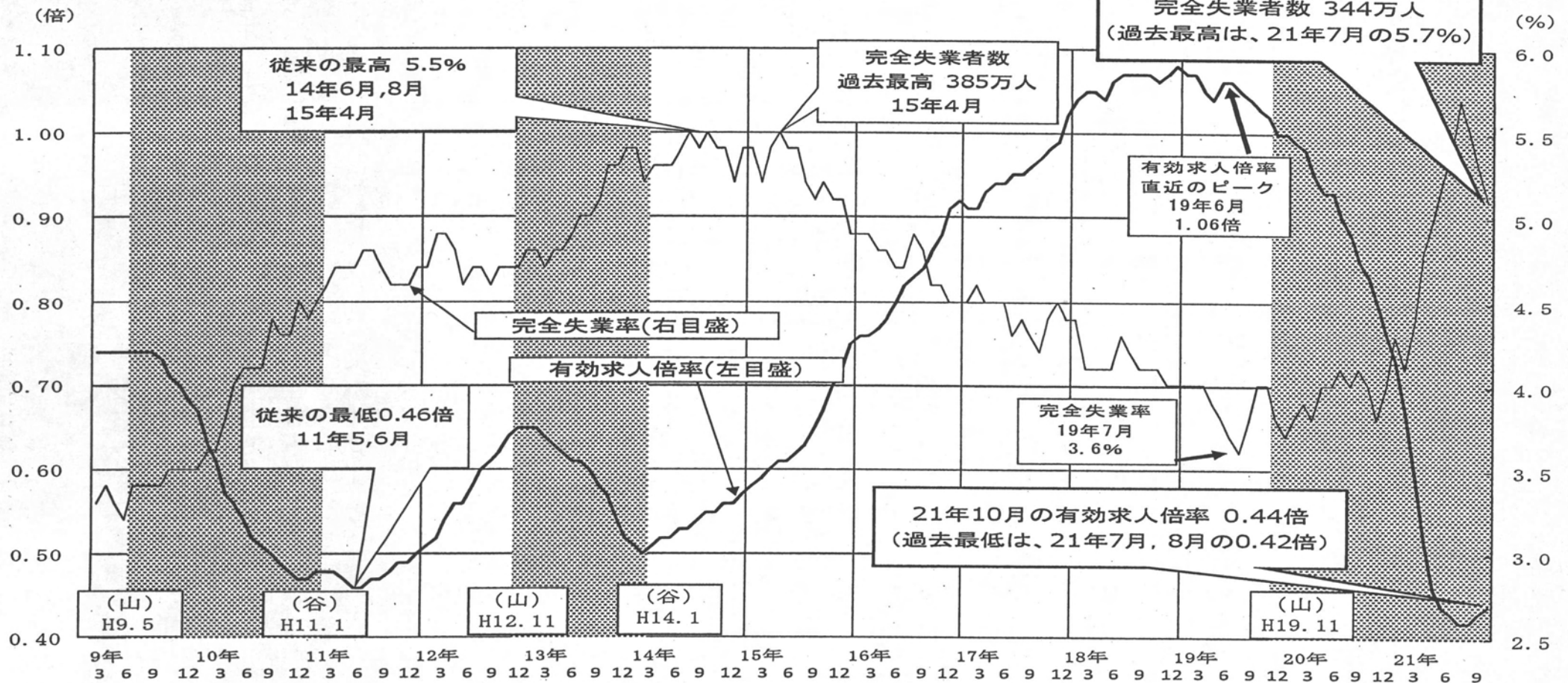
最近の雇用対策について

- 現下の雇用失業情勢 …… 1
- ワンストップ・サービス・デイ …… 2
- 雇用調整助成金 …… 7
- 緊急人材育成支援事業 …… 10
- 緊急雇用創出事業 …… 13
- ふるさと雇用再生特別基金事業 …… 23

現下の雇用失業情勢 —依然として厳しい状況にある—

- 完全失業率は、10月は5.1%と前月より0.2ポイント低下。(3カ月連続低下)
- 有効求人倍率は、10月は0.44倍と前月より0.01ポイント上昇(2カ月連続上昇)。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者(新規求職者数)は、前年同月比60.8%の増加。
- 日銀短観の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)は、全産業で過剰感は依然高水準(+23→+20)。
製造業の過剰感も依然高水準(+37→+31)。(6月調査→9月調査)
- 10月の雇用保険の受給者数は前年同月比43.2%増の86万人。
- 各都道府県労働局からの報告(11月)によると、昨年10月から本年12月における非正規労働者の雇止め等は4,402事業所、24万7千人(予定を含む。前月報告から3千人増)。

完全失業率と有効求人倍率の動向



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期

ワンストップ・サービス・デイについて

1 開催日

平成21年11月30日(月)

2 対象者

仕事を探している離職者の方で、住居・生活支援を必要としている方

3 サービス内容

職業相談などの、通常のハローワークで提供するサービスに加え、住居・生活支援等の各種支援サービスの相談・手続を実施。

【サービスの例】

- ① 職業相談、職業紹介(実施機関:ハローワーク)
- ② 職業訓練の受講あっせん、訓練期間中の生活資金の給付のご相談・手続(実施機関:ハローワーク)
- ③ 住宅入居初期費用等の貸付のご相談(実施機関:ハローワーク)
- ④ 求職中の方が利用できる公営住宅等の情報提供(実施機関:ハローワーク)
- ⑤ 住宅手当のご相談など(実施機関:地方公共団体)
- ⑥ 生活保護のご相談(実施機関:地方公共団体)

※ 生活保護については、当日は、原則として相談のみの対応。相談内容は、管轄の福祉事務所に連絡。

- ⑦ 生活福祉資金の貸付のご相談など（実施機関：社会福祉協議会）
- ⑧ 心の健康相談（実施機関：保健所、精神保健福祉士協会、臨床心理士会など）
- ⑨ 多重債務のご相談など（実施機関：弁護士会など）
- ⑩ 総合労働相談（実施機関：労働局、労働基準監督署）

※ 提供されるサービスは、各地域によって異なる。

4 参加市区町村及び実施ハローワーク等

参加市区町村は 215、実施ハローワークは 77。詳細は別紙 1 の通り。

5 利用者数

利用者数は 2,404 人。詳細は別紙 2 の通り。

ワンストップ・サービス・デイ(11月30日の試行実施)の参加市区町村及び実施ハローワーク等

都道府県	参加市区町村	実施ハローワーク等	住所	電話番号	地図
北海道	札幌市・石狩市・江別市・北広島市	札幌所(キャリアアップハローワーク北海道)	札幌市中央区北4条西5丁目3井生南札幌共同ビル9階	011-233-2901	http://www.hello-work-sapporo.co.jp/shisetsu/cuhwfp/map.htm
宮城県	仙台市・名取市・岩沼市・亶理町・山元町	仙台所	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3・4F	022-298-8811	http://www.miyarou.co.jp/hello/index.html
埼玉県	さいたま市・蓮田市・上尾市	大宮所(ハローワークプラザ大宮)	さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル4F	048-658-1145	http://www.saitama-roudoukyoku.co.jp/annai/kansen/omiya-plaza.html
千葉県	市川市・浦安市	市川所	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	http://www.chiba-roudoukyoku.co.jp/syozaki/anteiso/anteiso02.html
	千葉市・市原市・東金市・四街道市・八街市・山武市	千葉所	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	http://www.chiba-roudoukyoku.co.jp/syozaki/anteiso/anteiso01.html
	船橋市・鎌ヶ谷市・習志野市・八千代市・白井市	船橋所	第二庁舎 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル	047-420-8609	http://www.chiba-roudoukyoku.co.jp/syozaki/anteiso/anteiso12.html
東京都	千代田区・中央区・文京区	飯田橋所	文京区後楽1-9-2飯田橋合同庁舎内1-5階	03-3812-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	台東区	上野所	台東区東上野4-1-2	03-3847-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	港区・品川区	品川所	港区港南2-5-12 品川NBSビル(品川庁舎)	03-3450-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	大田区	大森所	大田区大森北4-16-7	03-5493-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	目黒区・渋谷区・世田谷区	渋谷所	渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	新宿区・中野区・杉並区	新宿所	新宿区西新宿1-6-1 1A7-7-623 (西新宿庁舎)	03-5325-8593	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	豊島区・板橋区・練馬区	池袋所	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階(サンシャイン庁舎)	03-5811-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	北区	王子所	北区王子6-1-17	03-5390-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	足立区・荒川区	足立所	足立区千住1-4-1 東京芸術センター 6-8階	03-3870-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	墨田区・葛飾区	墨田所	墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	江戸川区・江東区	木場所	江東区木場2-13-19	03-3643-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	八王子市・日野市	八王子所	八王子市子安町1-13-1	042-648-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	立川市・昭島市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市	立川所	立川市隣町1-9-21	042-525-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市	青梅所	青梅市東青梅3-12-16	0428-24-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	三鷹市・武蔵野市・清瀬市・東久留米市・西東京市	三鷹所	三鷹市下通産4-15-18	0422-47-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	町田市	町田所	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	042-732-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
	府中市・調布市・狛江市・多摩市・稲城市	府中所	府中市美好町1-3-1	042-336-8609	http://www.toudoukyoku.co.jp/shisetsu/hw/index.html
神奈川県	川崎市	川崎所	川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw05.htm
	横浜市	横浜所	横浜市中区本町3-30	045-663-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw01.htm
	横須賀市・三浦市	横須賀所	横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw08.htm
	平塚市・伊勢原市・大磯町・二宮町	平塚所	平塚市松風町2-7	0463-24-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw10.htm
	小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町	小田原所	小田原市本町1-2-17	0465-23-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw11.htm
	相模原市	相模原所	相模原市富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw12.htm
	厚木市・海老名市・座間市・愛川町・清川村	厚木所	厚木市寿町3-7-10	046-286-8609	http://www.kana-rou.co.jp/users/antei/hw13.htm
新潟県	新潟市	新潟所(ときめきごと館)	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSBビル	025-240-4510	http://www.niigata-roudoukyoku.co.jp/sisetsu/map/map_halo01.GIF
静岡県	静岡市	静岡所(ハローワークプラザ静岡)	静岡市駿河区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1階	054-250-8609	http://www.shizuoka-roudoukyoku.co.jp/mw/map_shizuokaolaza.html
		清水所	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054-351-8609	http://www.shizuoka-roudoukyoku.co.jp/mw/map_shimizu.html
	浜松市	西部求職者総合支援センター	浜松市中区中央1丁目12-1 浜松総合庁舎1F	053-458-7400	http://www.srf.shizuoka.jp/kenmin/km-120/sousou/hanmatsuu.htm
岐阜県	岐阜市・各務原市	岐阜所	岐阜市五坪1-9-1 (岐阜労働局職業安定課)	058-263-5548	http://www.gifu-roudoukyoku.co.jp/
	名古屋市・日進市・東郷町・長久手町	名古屋東所	名古屋市長久手平和が丘1-2	052-774-1115	http://www2.aichi-roudou.co.jp/anteiso/docs/a_higashi.html?
	名古屋市・北名古屋市・清須市・豊山町	名古屋中所	名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内	052-582-8171	http://www2.aichi-roudou.co.jp/anteiso/docs/a_naka.html?

愛知県	名古屋市・豊明市	名古屋南所	名古屋市緑田区旗屋2-22-21	052-681-1211	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_minami.html?
	豊橋市・田原市	豊橋所	豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎内	0532-52-7191	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_tovohashi.html?
	岡崎市・幸田町	岡崎所	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内	0564-52-8609	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_okazaki.html?
	一宮市・稲沢市	一宮所	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586-45-2048	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_ichinomiya.html?
	半田市・常滑市・東海市・知多市・岡久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町	半田所	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569-21-0023	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_handa.html?
	瀬戸市・尾張旭市	瀬戸所	瀬戸市東長根町86	0561-82-5123	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_seto.html?
	豊田市・三好町	豊田所	豊田市常盤町3-25-7	0565-31-1400	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_toyota.html?
	津島市・愛西市・稲沢市平和町・弥富市・七宝町・美和町・菟目寺町・大治町・蟹江町・飛鳥村	津島所	津島市寺前町2-3	0567-26-3158	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_tsushima.html?
	刈谷市・安城市・知立市・高浜市・大府市	刈谷所	刈谷市若松町1-46-3	0566-21-5001	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_kariya.html?
	碧南市	碧南所(出張所)	碧南市浅間町1-41-4	0566-41-0327	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_bekinan.html?
	西尾市・一色町・吉良町・幡豆町	西尾所	西尾市熊味町小松島1-1	0563-56-3622	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_nishio.html?
	犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町	犬山所	犬山市松本町2-10	0568-61-2185	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_inuyama.html?
	豊川市・小坂井町	豊川所	豊川市千歳通1-34	0533-86-3178	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_tovokawa.html?
	蒲都市	蒲郡所(出張所)	蒲都市港町16-9	0533-67-8609	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_sama.html?
	新城市・設楽町・東栄町・豊根村	新城所	新城市西入船24-1	0536-22-1160	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_shinshiro.html?
	春日井市・小牧市	春日井所	春日井市大手町2-135	0568-81-5135	http://www2.aichi-rodo.go.jp/anteijo/docs/a_kasugai.html?
滋賀県	東近江市市・日野町・竜王町・安土町	東近江所	東近江市八日市緑町11-19	0748(22)1020	http://www.shiga-rodo.go.jp/kikaku/7-9.html
京都府	京都市	京都七条所(京都ジョブパーク)	京都市南区東九条下殿田町70(新町通九条下ル) 京都デルタ西館3階	075-241-3268 (京都労働局職業安定課)	http://www.pref.kyoto.go.jp/jobcard/access.html
大阪府	大阪市	大阪東所	大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1F~3F	06-6942-4771	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/osaka-higashi.jpg
		梅田所	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8608	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/umeda.jpg
		大阪西所	大阪市港区南市場1-2-34	06-6582-5271	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/mae-nishi-edf
		阿倍野所	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-6628-5051	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/abeno.jpg
	大阪市・吹田市	淀川所	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/yodokawa.jpg
	堺市	堺所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8F	072-238-8301	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/sakai.jpg
	東大阪市・八尾市	布施所	東大阪市長栄寺7-6	06-6782-4221	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/bute.jpg
	岸和田市・貝塚市	岸和田所	岸和田市作才町1264	072-431-5541	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/hiwada.jpg
	池田市・箕面市・豊中市・能勢町・豊能町	池田所	池田市栄本町12-9	072-751-2595	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/ikeda.jpg
	泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町	泉大津所	泉大津市旭町22-9	0725-32-5181	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/izumiotsu.jpg
	松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市	河内柏原所	柏原市堂島町1-22	072-972-0081	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/kawatsubashira.jpg
	枚方市・寝屋川市・交野市	枚方所	枚方市大垣内町2-9-21	072-841-3363	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/hirahata.jpg
	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町	泉佐野所	泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/izumisano.jpg
	茨木市・高槻市・摂津市・島本町	茨木所	茨木市東中泉町1-12	072-623-2551	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/saraki.jpg
富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村	河内長野所	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/kawatsubashira.jpg	
門真市・大東市・守口市・四條畷市	門真所	門真市殿島町6-4 守口門真南工会館 2F	06-6906-6831	http://www.osaka-rodo.go.jp/mw/kyoku/mwp/motomachi.jpg	
兵庫県	神戸市	神戸所	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-8608	http://www.hyogo-rodo.kobe.go.jp/information/info_hellowork/hellowork_koba.htm
岡山県	岡山市	岡山所	岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222	http://www.okuyama-rob.go.jp/annai/ante/ante02.html#01
広島県	広島市	広島所	広島市中区上八丁通8-2 広島清水ビル1~4F	082-223-8608	http://www.hirooudoukyoku.go.jp/02/g_m_sha/m/hello_hiroshima.html
	広島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・江田島市	広島東所	広島市東区光が丘13-7	082-264-8608	http://www.hirooudoukyoku.go.jp/02/g_m_sha/m/higashi_hiroshima.html
福岡県	福岡市	福岡中央所(ハローワークプラザ福岡)	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーウ12F	092-716-8608	http://www.fukuoka-rob.go.jp/2/rodo/sukan/etemaso01.html
	北九州市	小倉所	北九州市小倉北区鞍馬町1-11	093-841-8613	http://www.fukuoka-rob.go.jp/2/rodo/sukan/antmaso08.html

参加市区町村数 215 実施ハローワーク 77カ所

ワンストップ・サービス・デイ利用者数集計表（都道府県別）

(単位：人)

都道府県	利用者数	うち今回初めて求職登録した方の数
北海道	103	28
宮城県	92	10
埼玉県	83	6
千葉県	89	19
東京都	485	102
神奈川県	172	10
新潟県	30	5
岐阜県	48	6
静岡県	123	9
愛知県	290	28
滋賀県	30	12
京都府	113	32
大阪府	511	43
兵庫県	66	9
岡山県	34	11
広島県	36	9
福岡県	99	14
計	2,404	353

※ 12月1日訂正版

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。
- 休業等を実施する前に、実施計画を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請をすることになっている。
- 本年度の予算額は、約6,500億円。

助成内容

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:2/3 中小企業:4/5
 - ・ 労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,685円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:4,000円 中小企業:6,000円

実績

- 昨年12月に、雇用調整助成金の助成内容等を中小企業向けに拡充した中小企業緊急雇用安定助成金を創設して以来、利用が急増。
- その後も、事業主等の要望を踏まえ、累次に渡る支給要件の緩和等を行った結果、本年10月現在の実施計画ベースの事業所数は約85,000事業所、休業等の対象者数は約197万人となっている。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	79,922	2,110,841
9月	107	2,970	80,982	1,994,383
10月	140	3,632	84,672	1,972,568
11月	198	8,598	-	-
12月	1,707	138,549	-	-
1月	12,209	879,614	-	-
2月	29,137	1,865,792	-	-
3月	46,558	2,379,069	-	-
計	90,509	5,289,431	532,680	15,767,132

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 本集計には出向に係る件数は含んでいない(対象者数についても同様)。

4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金(平成20年12月1日創設)の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金の生産量要件の緩和

問題点

雇用調整助成金の支給に当たっては、1年ごとに、最近3か月の生産量・売上高を、さらにその直前3か月又は前年同期と比較しているが、昨年のリーマン・ショックによる生産・売上の急減後に雇用調整助成金の利用を開始し、その後1年以上にわたり生産・売上がさらに減少していない企業については、生産・売上が回復していなくても、雇用調整助成金を引き続いて利用することができなくなる。

現行要件

最近3か月の生産量・売上高が
さらにその直前の3か月又は前年同期と比べて5%以上減少



要件緩和後（12月2日～）

赤字の中小企業については、上記の現行要件に加え、最近3か月の生産量・売上高が前々年同期と比較して10%以上減少していれば、助成金の対象とする

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

○ 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

○ 緊急人材育成支援事業

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施

(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)

事業開始：7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始
7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 37,723人、受講者(予定者含む) 25,302人
【給付】受給資格認定件数 9,082件 (12月1日現在)

2 中小企業等における雇用創出

○ 中小企業等雇用創出支援事業

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成

(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など)

事業開始：7月10日

(12月1日現在)

実績：受理求人数 21,665人、登録求職者数 34,179人、開始者数 4,755人

3 長期失業者等の再就職支援

○ 長期失業者等支援事業

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援

事業開始：8月17日

実績：開始者数3,054人 (12月1日現在)

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex

製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

基金訓練コース別目標値

	実績 【平成21年12月1日現在】	平成21年12月末	平成22年3月末
職業横断的スキル	21,849 人	2.5万人	4.5万人
基礎演習	2,915 人	0.3万人	0.5万人
実践演習	12,959 人	2.2万人	5.0万人
	介護系	3,218 人	0.5万人
	医療事務系	2,928 人	0.3万人
	情報系	2,057 人	0.8万人
合計	37,723 人	5万人	10万人
受講者数(予定者含む。)	25,302 人	3.3万人	8万人

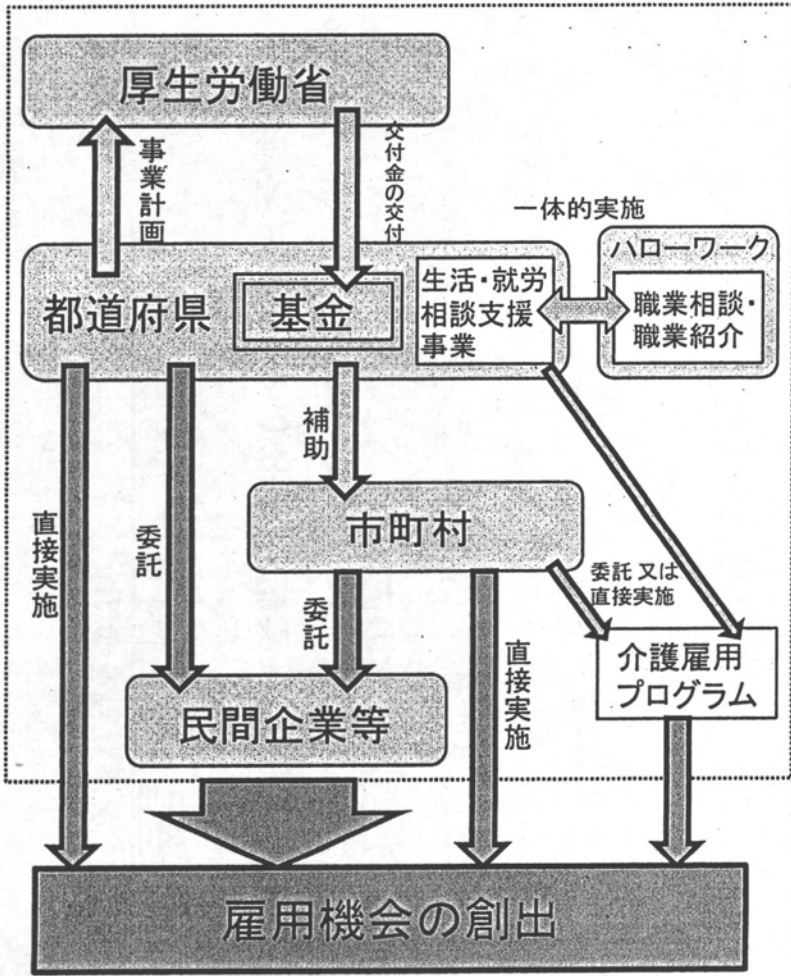
基金訓練応募状況

		定員数	応募者数	入校者数	応募倍率	定員充足率	
7/29開講	職業横断的ITスキル	556	290	271	0.52	48.7%	
8/3開講	職業横断的ITスキル	592	349	319	0.59	53.9%	
8月開講	職業横断的ITスキル	261	195	186	0.75	71.3%	
	基礎演習	20	12	9	0.60	45.0%	
	実践演習	介護系	0	0	0	—	—
		医療事務系	0	0	0	—	—
		情報系	20	15	15	0.75	75.0%
		その他	0	0	0	—	—
小計		301	222	210	0.74	69.8%	
9月開講	職業横断的ITスキル	1,011	856	674	0.85	66.7%	
	基礎演習	95	90	59	0.95	62.1%	
	実践演習	介護系	156	205	147	1.31	94.2%
		医療事務系	45	45	42	1.00	93.3%
		情報系	42	54	35	1.29	83.3%
		その他	110	100	80	0.91	72.7%
小計		1,459	1,350	1,037	0.93	71.1%	
10月開講	職業横断的ITスキル	2,283	2,457	1,852	1.08	81.1%	
	基礎演習	322	266	208	0.83	64.6%	
	実践演習	介護系	220	367	190	1.67	86.4%
		医療事務系	312	380	255	1.22	81.7%
		情報系	105	127	92	1.21	87.6%
		その他	337	361	263	1.07	78.0%
小計		3,579	3,958	2,860	1.11	79.9%	
合計	職業横断的ITスキル	4,703	4,147	3,302	0.88	70.2%	
	基礎演習	437	368	276	0.84	63.2%	
	実践演習	介護系	376	572	337	1.52	89.6%
		医療事務系	357	425	297	1.19	83.2%
		情報系	167	196	142	1.17	85.0%
		その他	447	461	343	1.03	76.7%
合計		6,487	6,169	4,697	0.95	72.4%	

- ※ 応募倍率=応募者数/定員数
- ※ 定員充足率=入校者数/定員数
- ※ 中止コースを含まない
- ※ 定員数は、10月31日までの開始コース
- ※ 応募者数は、10月31日現在
- ※ 入校者数は、10月31日までの開始コースの訓練開始時の在籍者

緊急雇用創出事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施も可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

- 事業の規模**
 - 4,500億円(一般会計)
 - ※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置
 - 3,000億円は21年度補正予算により拡充
- 事業実施の要件**
 - 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用・就業期間**
 - ・介護分野以外: 原則6ヶ月以内。更新1回可。
 - ・介護分野: 原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可。
- 積極的な活用が求められる分野**
 - 介護、農林水産業、環境、観光分野
- その他**
 - ・都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施。
 - ・『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』の実施。

「緊急雇用創出事業」について

1 交付決定状況

- (1) 当初分 (1500億円) は、全都道府県に交付済み
- (2) 拡充分 (3000億円) は、46道府県に交付済み (2863億円)
 - ※ 東京都のみ未交付〔内示額〕137億円〔交付申請予定日〕12/16

2 平成21年度分の事業見通し

※ 都道府県議会で予算化され事業計画として積み上げられているもの
(10/22時点)

- (1) 事業数 : 2万1394事業
- (2) 雇用創出数 : 13万7192人
- (3) 事業額 : 1385億5669万円

3 事業の前倒し執行

※ 菅副総理、細川副大臣連名要請に基づき、厚生労働副大臣、政務官及び省幹部から都道府県知事等に要請。

- 現在、各地方公共団体において前倒し執行の上積みを検討。

4 事業の実施分野 (平成21年度計画・雇用者数ベース)

〔多い順〕	① 環境分野 : 27.2%	② 教育・文化分野 : 20.2%
	③ 治安・防災分野 : 12.5%	④ 農林漁業分野 : 10.9%
	⑤ 産業振興分野 : 10.5%	⑥ 介護、福祉分野 : 5.6%
	⑦ 観光分野 : 4.8%	⑧ 情報通信分野 : 4.3%
	⑨ 子育て分野 : 2.6%	⑩ 医療分野 : 1.2%

5 直接実施／委託実施の別

※ 平成21年度上半期に事業終了したもの(把握分・事業額ベース)

- (1) 直接実施 : 45.5%、委託実施 : 54.5%
- (2) 委託実施の内訳
 - ⇒ 民間企業 : 51.9%、その他の法人等 : 47.1%、NPO : 1.0%
- (3) 都道府県実施分 : 18.0%、市町村実施分 : 82.0%

6 全国各地で行われている事業の例

※ 別添資料を参照

平成21年度 緊急雇用創出事業の事業計画状況

(平成21年10月22日時点)

		事業数	雇用創出数	事業額(千円)
1	北海道	900	5,773	5,959,091
2	青森	371	3,489	2,562,973
3	岩手	617	2,933	2,850,842
4	宮城	661	3,506	3,364,167
5	秋田	412	2,346	2,346,207
6	山形	830	3,143	2,760,442
7	福島	852	3,320	3,598,042
8	茨城	316	1,917	1,837,869
9	栃木	405	2,194	1,839,996
10	群馬	437	2,376	2,778,348
11	埼玉	424	4,021	4,360,264
12	千葉	372	2,057	2,322,026
13	東京	195	4,192	2,948,272
14	神奈川	511	5,060	5,835,505
15	新潟	627	3,446	3,804,809
16	富山	461	2,014	1,836,630
17	石川	446	2,684	1,918,251
18	福井	376	2,200	1,754,146
19	山梨	354	1,485	1,879,887
20	長野	658	3,457	2,326,436
21	岐阜	773	4,159	3,973,217
22	静岡	509	4,301	4,043,750
23	愛知	902	7,421	8,829,409
24	三重	500	2,961	3,605,941
25	滋賀	461	2,534	2,668,291
26	京都	697	3,111	2,939,216
27	大阪	348	5,196	4,574,658
28	兵庫	600	6,029	6,800,275
29	奈良	271	1,728	1,950,021
30	和歌山	151	895	936,363
31	鳥取	303	1,336	1,107,971
32	島根	212	1,200	1,449,776
33	岡山	416	2,584	3,029,109
34	広島	308	2,062	2,575,121
35	山口	337	2,890	2,490,810
36	徳島	405	1,559	1,854,965
37	香川	225	1,351	1,314,783
38	愛媛	371	2,499	2,964,904
39	高知	426	2,022	1,861,016
40	福岡	618	6,260	7,053,937
41	佐賀	394	1,826	1,844,349
42	長崎	236	1,675	1,805,099
43	熊本	576	3,111	2,882,758
44	大分	342	2,042	2,120,993
45	宮崎	272	1,145	1,371,043
46	鹿児島	331	2,431	2,427,051
47	沖縄	185	1,251	1,197,663
合計		21,394	137,192	138,556,692

※ 都道府県議会で予算化され事業計画として積み上げられているもの(10月22日時点)